

平成30年6月26日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

パソコン用ACアダプターに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 6件  
（うちエアコン1件、ノートパソコン3件、デスクトップパソコン1件、  
蛍光灯1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 4件  
（うち電気洗濯機1件、歩行車1件、扇風機1件、エアコン（室外機）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）  
において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会  
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

株式会社東芝（現 東芝クライアントソリューション株式会社）が輸入したパソコン用ACアダプターについて

（管理番号：A201800157、A201800158、A201800159）

### ①事故事象について

株式会社東芝（現 東芝クライアントソリューション株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入したパソコン用ACアダプター及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品に付属の一部のACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火に至ったものと考えられます。

### ②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）6月22日にウェブサイトへ情報掲載を行うとともに、同月25日に新聞社告を行い、対象ACアダプターをお持ちの方に対し、無償部品交換を実施します。

### ③対象製品：ACアダプター部品番号、製造期間、対象台数

ACアダプター部品番号	製造期間	対象台数
G71C0009S210	2011年2月、3月、6月	70,742
G71C0009T110	2009年12月、 2010年3月～7月	327,256
G71C0009T210	2011年1月～4月	114,179
G71C0009T116	2011年7月	4,855
合 計		517,032

2018年（平成30年）6月22日からリコール（無償部品交換）を実施

### <リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201800157、A201800158、A201800159）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（リコール開始の契機となった事故を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです（いずれも「ノートパソコン」として公表しています。）。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2017年度	4	火災	2013年度	0	—
2016年度	4	火災	2012年度	0	—
2015年度	1	火災	2011年度	0	—
2014年度	0	—	2010年度	0	—

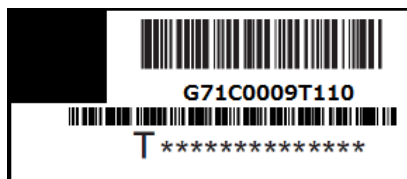
### <ACアダプターの外観及び確認方法>

ACアダプターに貼付のシールに部品番号が記載されていますので、以下を参考に御確認ください。

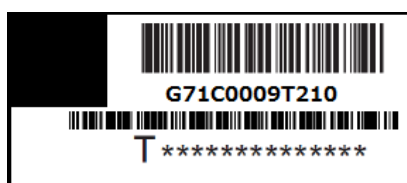
G71C0009S210



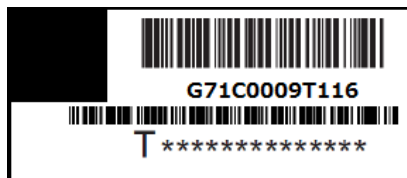
G71C0009T110



G71C0009T210



G71C0009T116



#### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、直ちにパソコン本体及びコンセントからACアダプターを外して使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

#### 【問合せ先】

東芝クライアントソリューション株式会社「dynabook ACアダプター交換窓口」

電話番号：0120-008-772

受付時間：9時～19時（2018年7月31日まで：毎日）

9時～19時（2018年8月1日以降：土・日・祝日・事業者指定の休業日を除く。）

ウェブサイト：[http://dynabook.com/assistpc/info/2018/201806\\_aca.htm](http://dynabook.com/assistpc/info/2018/201806_aca.htm)

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：柳川、牧野

電 話：03-3507-9204（直通）

F A X：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、高橋

電 話：03-3501-1707（直通）

F A X：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800155	平成30年6月15日	平成30年6月21日	エアコン	SRK56TP2-W	三菱重工業株式会社 (現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社) (輸入事業者)	火災	工場で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	岐阜県	
A201800156	平成30年6月13日	平成30年6月22日	ノートパソコン	dynabook T451/59DW	株式会社東芝(現 東芝クライアントソリューション株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	
A201800157	平成30年6月14日	平成30年6月22日	ノートパソコン	dynabook BX/51L	株式会社東芝(現 東芝クライアントソリューション株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、原因を調査中であるが、当該製品に付属の一部のACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火したものと考えられる。	兵庫県	平成30年6月22日からリコールを実施(特記事項を参照)
A201800158	平成30年6月17日	平成30年6月22日	ノートパソコン	dynabook T350/34BR	株式会社東芝(現 東芝クライアントソリューション株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品のACアダプター及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、原因を調査中であるが、当該製品に付属の一部のACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火したものと考えられる。	東京都	平成30年6月22日からリコールを実施(特記事項を参照)

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800159	平成30年6月18日	平成30年6月22日	デスクトップパソコン	dynabook REGZA PC D711/T3DW	株式会社東芝(現 東芝クライアントソリューション株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品のACアダプターを焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、原因を調査中であるが、当該製品に付属の一部のACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火したものと考えられる。	茨城県	平成30年6月22日からリコールを実施(特記事項を参照)
A201800162	平成30年6月12日	平成30年6月22日	蛍光灯ランプ	EFD15EN/12-C5	NECライティング株式会社 (輸入事業者)	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年6月12日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意

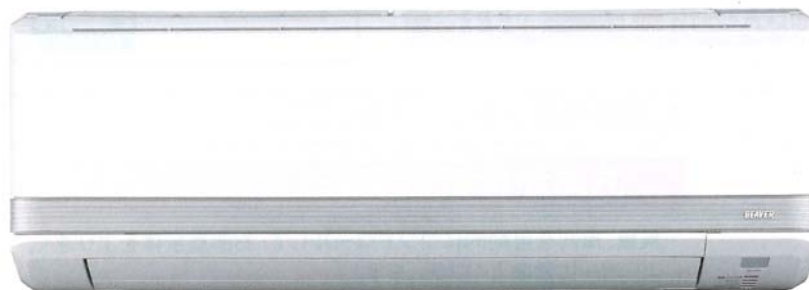
### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800154	平成30年5月31日	平成30年6月21日	電気洗濯機	火災	施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	平成30年6月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800160	平成30年4月22日	平成30年6月22日	歩行車	重傷1名	使用者が当該製品で歩行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年6月12日
A201800161	平成30年6月16日	平成30年6月22日	扇風機	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A201800163	平成30年5月30日	平成30年6月22日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	平成30年6月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年6月13日

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

エアコン（管理番号:A201800155）



ノートパソコン（管理番号:A201800156）





蛍光ランプ（管理番号:A201800162）

